平成２２年（フ）第２１６３号

大阪市淀川区木川西３丁目６番１―302号

債務者　伊藤マサ子（旧姓宮井）

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６５０号

横浜市緑区中山町855番地８　プラネットハイツⅡ101号

債務者　齋藤　敏明

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０２号

横浜市港北区岸根町482番地　コリーヌ岸根公園203

債務者　黒木　啓子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９９号

横浜市都筑区東山田２丁目11番11号

債務者　吉田　　縁

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７００号

神奈川県茅ヶ崎市南湖１丁目５番11号

債務者　石井　寿樹

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０１号

横浜市保土ケ谷区川辺町８番地３

債務者　松浦　　薫

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５７号

横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅１棟408号

債務者　熊谷　妙子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８７号

横浜市中区松影町３丁目９番地９　いちょう館３階314号室

債務者　根本　昭仁

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８８号

横浜市青葉区たちばな台２丁目７番地３　たちばな台寮Ｂ棟312

債務者　濱地　俊雄

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０号

静岡県富士宮市西町1480番地19　サンハイツ富士宮107、住民票上の住所静岡県富士宮市西町31番21号

債務者　荒木　園美

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで

5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後１時15分

静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５８０号

神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目７番８号　第一フジハイツ202

債務者　本田　朋美（旧姓保科）

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７８号

静岡県浜松市北区三ヶ日町大谷875番地の１

債務者　山口　琴代

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで

5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係